

知恵と力を合わせて信州を元気に

MONTHLY REPORT

2018

月
刊

中小企業レポート

5

No.498

活性化情報 長野県中小企業団体中央会

特集

平成30年度 長野県中小企業融資制度について



けんしん BANK の スマホ窓口 が便利!



スマホ専用アプリ スマホ窓口

1つのアプリで、24時間いつでもどこでも、
いろいろなご要望にお応えします。

どなたでも
ダウンロード
無料

ダウンロード QRコード



Apple



Google

けんしん BANK は

SBI証券と提携!
お客さまの資産運用を
サポートします。

**スマホ窓口から
簡単に口座開設が
できます。**

※口座開設料・管理料 無料

「SBI証券」が最も選ばれています。

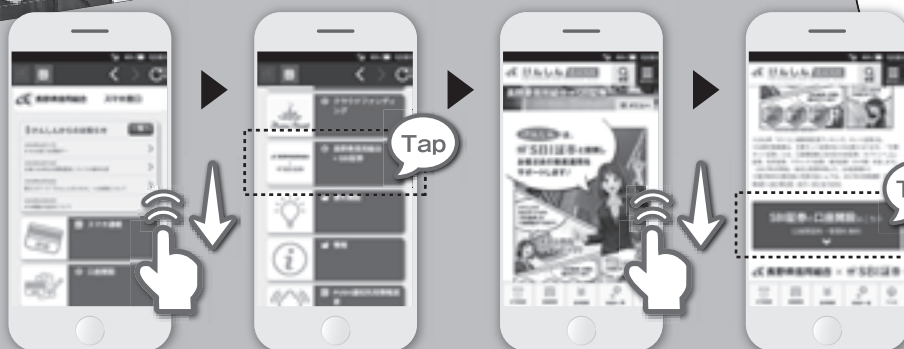
顧客満足度
ランキング
ネット証券
第1位

総合口座開設数
ネット証券
410万超
NO.1

国内株式
個人売買代金シェア
ダントツ
NO.1

※2018年「オリコン顧客満足度ランキング」ネット証券1位。
※比較対象範囲は、主要ネット証券5社との比較となります。
「主要ネット証券」とは、口座開設数上位5社のSBI証券、カブ
ドットコム証券、松井証券、マネックス証券、楽天証券(カナ順)
を指します。(2017年12月末現在、各社公表資料等より、SBI
証券調べ) ※国内株式の委託個人売買代金シェアは、2018
年3月期 第3四半期(2017年4月～2017年12月)のデータ
になります。

SBI証券
webページにて
お手続き!



【金融商品仲介業務をおこなう登録金融機関】
長野県信用組合 関東財務局長(登金)第299号
(加入協会)日本証券業協会

【委託金融商品取引業者の商号等】
株式会社SBI証券 関東財務局長(金商)第44号 (加入協会)日本証券業協会、
一般社団法人 金融先物取引業協会、一般社団法人 第二種金融商品取引業協会

詳しくは、窓口または担当者まで
お問い合わせください。

 **けんしん BANK**

知恵と力を合わせて信州を元気に

月
刊

中小企業レポート

2018

5

No.498

-
- 2 **特集**
平成30年度
長野県中小企業融資制度について
-
- 6 **中央会インフォメーション**
-
- 8 **全中インフォメーション**
-
- 9 **市町村のイチオシ！**
諏訪市
-
- 10 **好機逸すべからず**
昭和樹脂工業株式会社（坂城町）
シナノカメラ工業株式会社（松本市）
-
- 13 **弁護士の話**
「事業承継とは何か」
-



〈表紙写真〉諏訪湖祭湖上火花大会

終戦後の混乱の中で、市民が明るい希望を持ち一日もはやく立ち直ることを願って、昭和24年8月15日に第1回花火大会を開催してから、今年度、第70回を迎える諏訪湖祭湖上火花大会。これまでの70年の歴史を支えてくださった地元企業協賛社をはじめ多くの方に感謝し、さらにパワーアップした新たな諏訪湖の花火の幕開けとなる記念大会を開催します。

**特集 平成30年度
長野県中小企業融資制度について** (抜粋)

長野県では、金融機関及び長野県信用保証協会と協調し、長期・固定・低利の融資制度を設け、金融機関への資金の預託、県と市町村による信用保証料の補助を通じて、中小企業の皆さんが安定した経営を行えるよう応援します。

平成30年度 長野県中小企業融資制度一覽

資金名		資金の特徴	貸付対象者	資金 用途	
中小企業振興資金	一般枠	事業資金をスピーディーに調達	経営の安定又は合理化のために資金を必要とする方	設備	
				運転	
	短期継続融資枠		恒常的に必要となる運転資金を継続して調達しようとする方 ◇恒常的に必要となる運転資金(正常運転資金)＝「売上債権＋棚卸資産－買入債務」 ◇返済期日に正常運転資金の範囲内で借換申込が可能な資金	運転	
	流動資産担保枠		運転資金を必要とする方で、流動資産を担保とした保証を利用する方	運転	
	しあわせ信州創造枠		上記３資金（枠）を利用する方で、次のいずれかの制度の認証又は認定を受けた方 ◇「職場いきいきアドバンスカンパニー」認証 ◇「消防団協力事業所表示制度」認定 ◇「健康経営優良法人認定制度」認定		
経営健全化支援資金	経営安定対策	売上の減少 取引先の倒産 災害 等により必要となった資金を調達	(1) セーフティネット保証５号・７号に該当する方 (2) 「経済の変動等に伴い、事業活動に支障を生じている方」で別に定める条件に該当し、経営向上に取り組む方（知事特認）	設備 運転	
	特別経営安定対策		(1) セーフティネット保証１～４号・６号・８号に該当する方 (2) 倒産企業との間で、経常的な取引関係が存在し、下記のいずれかに該当する方 （倒産企業への債権を保有する方） ア 倒産企業との取引依存度が２０％以上であって、当該倒産企業に対する回収困難な売掛金債権等を有する方 イ 倒産企業に対して３００万円以上の回収困難な売掛金債権等を有する方 (3) 東日本大震災復興緊急保証又は危機関連保証を利用する方 (4) 「経済の変動等に伴い、事業活動に支障を生じている方」で別に定める条件に該当し、経営向上に取り組む方（知事特認）		
	災害対策		暴風、洪水、地震その他異常な現象により生ずる災害により被災し、市町村長等のり災証明書等(災害によって被害を受けた事実を証するものとして発行されたもの)を受けた方	設備 運転	

※この掲載内容は、平成30年4月現在の長野県中小企業融資制度を抜粋して掲載しております。
詳細につきましては、本会指導員又は長野県産業労働部産業立地・経営支援課までお問い合わせ下さい。なお、最新の内容は県ホームページ等でもご確認いただけます。

長野県産業労働部 産業立地・経営支援課
(長野県庁5階 TEL026-235-7200)

	貸付限度	貸付期間上限 () 内は 土地・建物等	貸付利率 (年率)	信用保証料率	資金のポイント
	1億円	7年(15年) ＜据置1年＞	2.1%		◇スピーディーな調達が可能 ◇既存県制度融資の借換が可能 ※借換後の貸付期間は1年超となる。短期資金への借換は短期継続融資枠を利用
	5,000万円	5年[借換10年] ＜据置6か月＞ ＜借換は据置1年＞	1年以内 1.8%		
	3,000万円	1年	1.8%	2.2%以内	◇毎月の返済が不要 ◇申込中小企業者との間に与信取引が3年以上ある金融機関で申込が可能 ◇原則、直近決算における正常運転資金額を上限とする ◇貸借対照表未作成の方は月売上高の2か月分を上限とする ◇返済期日に算出した正常運転資金額が借入残高を下回った場合、算出した正常運転資金額の範囲内で借換申込可能
	5,000万円	1年	1.8%	0.68%	◇売掛債権や棚卸資産を担保とすることで、資金調達枠が拡大
			上記資金(枠) の利率から ▲0.2%		◇各認証等を取得している中小企業者は貸付利率を引下げ
	6,000万円 8,000万円	10年 ＜据置1年＞ 7年[借換10年] ＜据置1年＞	1.9% 1.6% 貸付対象者(3) は1.3%	0.44%以内 セーフティ ネット保証利 用の場合自己 負担無し	◇セーフティネット保証5号を、特別経営安定対策から経営安定対策の貸付対象者へ変更 ◇危機関連保証創設に伴い、特別経営安定対策の貸付対象者に追加 ◇信用保証料の自己負担無し (セーフティネット保証利用の場合) ◇保証料補給のある既存県制度融資の借換が可能 (借換後も保証料補給あり) ◇知事特認の「最近3か月」とは、4月申込みの場合、1～3月、12～2月、11～1月の期間のうち、試算表等で売上高を確認できる期間で最も申込日に近い期間とする。「最近6か月」の考え方も同様
	3,000万円	10年(15年) ＜据置1年＞	1.1%	0.44%以内	◇災害により事業活動に支障が生じている中小企業者が、設備の復旧、資材の購入等、事業活動の継続のために必要な設備資金、運転資金が貸付対象となる
	3,000万円	7年 ＜据置1年＞			

資金名		資金の特徴	貸付対象者	資金 使途	
信州 創生 推進 資金	創業支援向け 拡大	創業前後の事業 資金を調達	(1) 現在事業を営んでいない個人で、創業しようとする具体的な計画を有している方 (2) 創業した日から5年未満である方 (3) 分社化しようとする会社又は分社化により設立された日から5年未満の会社	設備	
				運転	
	小規模企業向け 新設	小規模企業者が 成長・発展する ために資金調達	成長・発展のために資金を必要とする小規模企業者(※)の方で、小口零細企業保証を利用する方 ※小規模企業者：従業員数が20人(宿泊・娯楽業を除く商業・サービス業は5人)以下の企業	設備 運転	
	事業展開向け 拡大	経営力向上計画 経営革新計画 に基づき資金調達 新製品の開発 事業の多角化 事業承継 のために資金調達	(1) 新しい技術・製品・サービス等の研究開発、事業展開を行おうとする方 (2) 事業転換又は新分野進出により、経営の多角化を図ろうとする方 (3) AI・IoT・ロボットに関連した研究開発・事業展開を行おうとする方又はAI・IoT・ロボットを用いた設備を導入し生産性向上を図ろうとする方 (4) 既存事業を譲り受けようとする方又は事業を譲り受けてから5年未満で当該事業により事業拡大を行おうとする方	設備	
				運転	
	地域活性化 向け 拡大	地域を活性化する 取組に係る資金調 達	(1) 商店街の空き店舗に出店しようとする方又は出店後1年以内の方 (2) 県産品を製造し、地場産業の活性化を図ろうとする方 (3) 観光施設の整備により、観光地の活性化を図ろうとする方 (4) 障害者や高齢者等に配慮した施設整備を行おうとする方 (5) 「からだに優しい食品」(機能性表示食品など)を製造する方	設備	
				運転	
	企業立地向け	工場等の新設・移転 や設備の更新・増強 のために資金調達	(1) 工業団地に工場等の新設又は移転を行おうとする方 (2) ICT産業等立地助成金の事業認定を受け、事業用施設の新設又は移転を行おうとする方	設備	
			(3) 工業団地内の工場等に新たに1千万円以上の設備を導入しようとする方 (4) 県外から県内に本社機能の移転を行おうとする方	設備 運転	
	次世代産業 向け 拡大	次世代産業に参入 するために資金調達	(1) 環境・エネルギー関連分野、健康・医療関連分野、次世代交通関連分野に対し、これから事業転換又は新規参入を図る方、若しくは、事業転換又は新規参入後間もない方	設備	
				運転	
			(2) 上記(1)のうち、試作開発等から資金回収まで相応の期間を要する下記の方 ・航空宇宙産業に係る製品を製造する方 ・医薬品・高度管理医療機器・管理医療機器を製造する方 ・再生可能エネルギー発電業に取り組む方(太陽光発電を除く)	設備	
				運転	
新事業 活性化 資金	防災・安全 対策向け	防災対策のために 資金調達	(1) 事業用建築物の耐震診断・耐震補強、機械等の転倒防止を図ろうとする方 (2) 旅館業を営む方で、宿泊施設の防火安全対策を講じようとする方 (3) 石油製品が貯蔵された地下タンクの流出事故防止対策を講じようとする方 (4) 事業継続計画(BCP)の策定又は事業継続計画に基づく対策を講じようとする方	設備	
				運転	
	節電・省エネ 対策向け	節電・省エネルギー 対策のために資金 調達	節電・省エネルギー対策のための設備の設置、改造又は修理を行おうとする方	設備	
				運転	
	海外展開向け	海外への事業展開 のために資金調達	県内に本社機能を有する方で、海外へ事業展開を図ろうとする方	設備	
				運転	
	経営改善 サポート資金	外部の専門家の支 援を受け、経営基 盤を強化するた めに資金調達	経営サポート会議による検討や中小企業再生支援協議会等の支援を受けつつ策定された事業再生計画の実施をする方等で、事業再生計画実施関連保証を利用する方	設備	
				運転	
	再生支援資金	事業再生のために 資金調達	法的な再建手続きを行っており、金融機関等の支援が得られ、事業再建に合理的な見通しが認められる方で、事業再生を目的とした保証を利用する方等	運転	

— 地方創生は連携による地域力アップと強力な発信 —

	貸付限度	貸付期間上限 () 内は 土地・建物等	貸付利率 (年率)	信用保証料率	資金のポイント
	3,500万円	10年 ＜据置1年＞	1.1%	0.44%以内 (創業関連保証・ 創業等関連保証 利用の場合自己 負担無し)	◇貸付限度額を増額 【設備】3,000万円⇒3,500万円 【運転】1,500万円⇒2,000万円 ◇自己資金不要で利用できる金額を増額 1,000万円⇒2,000万円 ◇貸付対象者(1)の方は、設備・運転の合計で、2,000万円+ 自己資金の範囲内で1,500万円の最大3,500万円が貸付限度 ◇信用保証料の自己負担無し(創業等関連保証、創業 関連保証利用の場合)
	2,000万円	5年 ＜据置1年＞			
	設備・運転の合計で 2,000万円	5年 ＜据置6か月＞	1.9%	0.44%以内	◇小口零細企業保証の対象者が利用可能 ◇設備・運転合計で2,000万円まで利用可能(申込 金額を含む保証協会利用残高が2,000万円の範囲内)
	1億5,000万円	10年(15年) ＜据置1年＞	1.7% 貸付対象者 (3)は1.4% 貸付対象者 (4)は1.1%	0.44%以内	◇AI・IoT・ロボットに関連した研究開発等や AI・IoT・ロボットを用いた設備を導入する方を 貸付対象者に追加し、利率を優遇(1.4%) ◇事業承継後5年未満の方を貸付対象者に追加 ◇事業承継のための資金は利率を優遇(1.1%)
	3,000万円	7年 ＜据置1年＞			
	1億5,000万円	10年(15年) ＜据置1年＞	1.7% 貸付対象者(2) のうち伝統的 工芸品を製造 する方又は(5) の方は1.4%	0.44%以内	◇[からだに優しい食品]を製造する方を貸付対象者に追 加し、利率を優遇(1.4%) ◇貸付対象者(4)の方は、施設の新築に伴うものは対象外
	3,000万円	5年 ＜据置1年＞			
	3億円	15年 ＜据置3年＞	1.4%	(経営革新関連 保証、経営力向 上関連保証等利 用の場合自己負 担無し)	◇工業団地へ新設・移転・設備導入等を推進 ◇土地取得又は造成費用について貸付を受けた場合は、原則 1年以内に建物の工事に着工すること ※地方公共団体等と立地にかかる契約に特別の定めがある場 合は、その期間内に建物の工事に着工、操業をすること ◇運転資金は設備導入する際に必要となるものが貸付対象 (運転資金の単独利用は不可)
	1億5,000万円	10年(15年) ＜据置2年＞			
	3,000万円	7年 ＜据置1年＞			
	1億円	10年(15年) ＜据置2年＞	1.4%	0.44%以内	◇再生可能エネルギー発電業に取り組む方を、資金回 収まで相応の期間を要する方に追加 ◇貸付対象者(1)の事業転換又は新規参入後間もない方とは、 進出後5年未満の方 ◇貸付対象者(2)のうち航空宇宙産業及び次世代自動車関 連産業に係る製品を製造する方は進出後5年以降でも利用 可能
	3,000万円	7年 ＜据置1年＞			
	1億5,000万円	15年(18年) ＜据置5年＞			
	5,000万円	12年 ＜据置5年＞	1.9%	0.44%以内	◇耐震補強工事を行う場合は、事業用部分のみが貸付対象 ◇機械転倒防止対策を行う場合、新規設備購入及びそれに伴 う据付は貸付対象外 ◇貸付対象者(3)の方は、施設の新築増改築に伴うものは貸付 対象外
	1億5,000万円	10年(15年) ＜据置2年＞			
	3,000万円	7年 ＜据置1年＞	1.6%	0.42%以内	◇運転資金は固定資産計上されない設備の導入に係る費用に 限り貸付対象 ◇自社で使用する電力に係る節電・省エネ設備が対象 ※売電事業を行うための設備は次世代産業向けの対象
	設備・運転の合計で 5,000万円	10年 ＜据置2年＞ 7年 ＜据置1年＞			
	1億円	10年(15年) ＜据置1年＞	1.9%	1.32%以内	◇現在の事業の縮小、県内事務所の閉鎖、従業員の雇用調整 を伴わないものが対象
	3,000万円	5年 ＜据置1年＞			
	設備・運転の合計で 1億5,000万円	15年 ＜据置1年＞	1.6%	自己負担無し	◇事業再生計画の実施に必要な資金が貸付対象 ◇信用保証料の自己負担無し ◇既存県制度融資の借換が可能 ◇事業再生計画の精査に時間を要する場合がある
	5,000万円	10年 ＜据置1年＞	金融機関所定	1.32%以内	◇事業再生円滑化関連保証利用の場合は、運転資金3年 (据置無し)

「信濃の国」県歌制定50周年

県歌「信濃の国」は、今年制定50周年を迎えます。

長野県では、県歌制定50周年を契機に改めて「信濃の国」を歌ったり耳にしたりする機会を増やし、50年後、100年後も「信濃の国」を歌い継いでいくため、キック・オフ・イベント(5月20日)や特設Webサイトの開設(5月中旬)など様々な取組みを行います。

《「信濃の国」の誕生》

「信濃の国」は、現在の『公益社団法人信濃教育会』が唱歌として地理や産業、歴史や人物などを題材にして作った歌の一つであり、今から約120年前の1899年(明治32年)に長野県師範学校あさ いきよしの浅井冽が作詞、翌1900年(明治33年)に同校音楽教諭きたむらすえはるの北村季晴が作曲し、同年10月の長野県師範学校の運動会で女子部生徒の遊戯(今でいうダンス)に使われたのが、初めて披露された場であると言われています。

その後、師範学校の卒業生が県内の学校で生徒に教えたことにより各地に広がり、歳月を経て、親から子、子から孫へと歌い継がれてきました。



作詞者 浅井 冽

(1849-1938)

松本藩士松本藩士の家に生まれる。1886年(明治19年)に長野県尋常師範学校(後に長野県師範学校と改称)教諭となって長野に移り、以降1926年(大正15年)まで同校に勤めた。



作曲者 北村 季晴

(1872-1931)

東京生まれ。1899年(明治32年)11月から1901年(明治34年)2月まで長野県師範学校教諭として勤めた。その後、東京に戻り数々の曲を発表。児童歌劇の発展などにも尽くした。

(写真提供：公益社団法人信濃教育会)

《どうして県歌に》

信濃の国が県歌に制定された1968年(昭和43年)は、ちょうど明治100年に当たる年でした。その記念事業として、県歌を決めようということになったそうですが、同年2月に白馬村で国民体育大会のスキー大会が開催され、開会式の都道府県旗掲揚の際に「信濃の国」を演奏したところ、観客席にいた約3,000人もの県民が一斉に立ち上がり、一緒に歌い始めたそうです。その出来事が新聞各紙に報道され、これが契機となり、「信濃の国」こそ県歌にふさわしいのではないかという世論が形成され、県議会等における議論を経て、昭和43年5月20日に県報公告によって県歌「信濃の国」が制定されました。

「信濃の国」に関する情報は、長野県のホームページ「Web site 信州」に掲載しています。右側のQRコードからアクセスして、県歌制定50周年事業を盛り上げましょう。

【お問い合わせ】長野県企画振興部 広報県民課



長野県PRキャラクター「アルクマ」
©長野県アルクマ

「長野県働き方改革推進支援センター」 のご案内

『働き方改革』に取り組む事業主の皆さまを支援します。
就業規則の作成方法、賃金規定の見直し、労働関係助成金の活用などについて、
社会保険労務士等の専門家が無料でご相談に応じます。

電話、センターホームページ、来所により相談を受付

【長野働き方改革推進支援センター】

お問合せや
ご相談は
こちらまで

電 話：0800-800-3028

住 所：長野市中御所岡田131-10

長野県中小企業団体中央会 内

U R L：http://www.alps.or.jp/chuokai/work/

【受付時間】9:00～17:00（土・日・祝日を除く）

- ▶ ご希望に応じて、専門家が直接企業に訪問することも可能です。
- ▶ 出張相談会・セミナーも開催していますのでご活用ください。

働き方改革全般について、様々なご相談を受け付けます

例えば、以下のようなお悩みをもつ事業主の方からの
ご連絡をお待ちしております。

- 36協定について詳しく知りたい
- 非正規の方の待遇をよくしたい
- 賃金引上げに活用できる国の支援制度を知りたい
- 人手不足に対応するため、どのようにしたらよいか教えてほしい
- 助成金を利用したいが、利用できる助成金が分からない

どうぞお気軽に、
ご相談ください。



等

長野県中小企業団体中央会は長野労働局より「働き方改革推進支援事業」を委嘱されています。

●全国中央会第229回理事会を開催

3月15日、ANAインターコンチネンタルホテル東京（東京都港区）において、第229回理事会を開催し、「当面の中小企業対策に関する要望」を決議しました。また、大村会長は、理事会後に甘利明自由民主党税制調査会副会長等と面会し、決議内容にかかる要望を行いました。

●日本労働組合総連合会(連合)との懇談会を開催

3月15日、ANAインターコンチネンタルホテル東京（東京都港区）において日本労働組合総連合会(連合)との懇談会を開催しました。

全国中央会からは、大村会長をはじめ森副会長他、副会長等11名、連合からは神津会長、逢見会長代行等15名の幹部が出席して、下請取引等の取引環境や人材の確保・育成・定着等について意見交換が行われました。

大村会長は、各ブロック中央会の会長会議などの機会を通じて、「共同宣言」に基づき、取引の適正化等に向けて地域での連携促進を図っていくことを表明しました。



神津会長（左）と大村会長（右）

●小正副会長、中小企業政策審議会にて意見陳述

小正副会長(鹿児島県中央会会長)は、3月29日、経済産業省で開催された中小企業政策審議会に出席しました。本会議では、平成29年度中小企業及び小規模企業の動向に関する年次報告や、平成30年度において講じようとする中小企業・小規模企業施策等にかかる審議が行われました。

小正副会長は、抜本的見直しが行われた事業承継税制を高く評価したことに加えて、中小企業者の立場から、中小企業・小規模事業者に対する各種政策への意見を述べました。



未来に向かい鼓動する高原湖畔都市SUWA



立石公園から諏訪湖を望む

諏訪市は長野県のほぼ中央に位置し、人口約5万人、面積約110km²で諏訪地域の中核的都市です。

日本のおへそとも言われる諏訪湖や諏訪大社本宮、霧ヶ峰高原や高島城、上諏訪温泉など、天与の自然と悠久の歴史文化に恵まれた観光都市であると同時に、ものづくりの伝統が息づく最先端技術産業の集積地として発展しています。

諏訪湖の標高は759m、夏は爽やか、冬は晴天率の高い内陸性気候で山脈の中に高原の湖を抱く景色は必見です。

「SUWAプレミアム」

高品質なものづくりに誇りを持つ 諏訪地域生まれの商品で構成された地域ブランド

諏訪市の精密工業から発展した金属加工、電子機器製造の他、酒造、味噌などの醸造業、山や湖、温泉などの豊かな自然と諏訪大社をはじめとする歴史遺産を有機的に連携させ、製造業（作り手）・クリエイターなどとの出会いから高付加価値の新商品が次々と生み出されています。



SEEK SPL（手のひらサイズの高品質単眼鏡）



ギフト・ショー LIFE×DESIGNアワードにて「MLK万年毛筆」がベスト匠の技賞を受賞！

それらの認定商品は、首都圏の展示会を通じて Made in SUWAの逸品として全国各地へ流通し始めました。



ブランドコンセプト 「澄み切った繊細さ」

SUWAプレミアムのブランドコンセプトは、山や湖などの自然に囲まれた美しい環境と、そこに息づく産業の特徴である繊細さ、連綿と続く歴史をイメージして掲げられました。ものづくり、観光、歴史・文化。様々な特徴を持つこの地域らしさが生み出す商品が、それを手に取る人の暮らしに更なる豊かさをお届けします。

高度なものづくり技術の集積、天与の自然と悠久の歴史文化など、諏訪市が持つ「磨けば輝く」潜在的価値を最大限に発揮できるまちづくりを推進しています。諏訪の澄んだ空気を肌で感じながら、プレミアムショップへもお立ち寄りください。

SUWAプレミアムショップの紹介

- ◆「SUWAガラスの里」(本店)
諏訪市豊田2400-7 ☎0266-57-2000(代表)
- ◆「中央自動車道 諏訪湖SA上り線店」
諏訪市豊田3118 ☎0266-58-5934
- ◆「中央自動車道 諏訪湖SA下り線店」
岡谷市湊435 ☎0266-58-5935



本店（SUWAガラスの里 内）



諏訪市長 金子 ゆかり

好機逸すべからず

「ものづくり補助金」採択企業を訪ねて vol.111

昭和樹脂工業株式会社（坂城町）

クリーン環境でのプラスチック成形を強みに、
医療・試薬、理化学の製品分野で存在感示す。

プラスチック成形専門メーカー

昔はよく日本酒やウイスキーの小ビンにプラスチック製のコップが付いていました。その小さなコップの生産からスタートしたのが、昭和樹脂工業です。

同社の創業は1960年。「当時、プラスチック製品が台頭してきた時代。坂城町はプラスチック産業の“発祥の地”であり、父も思い切って起業したのだと思います」と鈴木雅視社長。鈴木社長の父で前会長の鈴木太郎氏がウイスキー用コップの生産を思い立ち、国税庁職員から脱サラして創業しました。

数年後、専売公社に食塩紙箱の出し口をプラスチックにすることを提案し、月産100万個を受注。さらに点滴用の吊り具をプラスチックにという要望に応え、全国シェアの8割を押さえる月600万個を生産。この大きな事業展開によって経営基盤が固まり、成形機の充実および自動化を進め、プラスチック成形専門メーカーとして実績を積み重ねてきました。

同社が得意とするのは、吸引器用容器およびディスプレイ用バッグ、理化学検査容器、注射剤キャップなどの医療用プラスチック製品・部品や、食品や化粧品などの各種容器・キャップ。クラス1万、クラス10万のクリーンルーム内に製造環境を備え、射出成形、ブロー成形などプラスチック成形技術を核に、金型設計・製作からアセンブリーまでトータルに対応しています。

より付加価値の高い製品づくりを

「高度にクリーンなものづくり環境の中で、ストレッチブロー成形による、より密閉性の高い小

型容器を作るというテーマにチャレンジしました」

需要が高まっている小型の医療用容器・包材の製造に対応するため、平成26年度ものづくり補助金を活用し、電動式シングルステーションブロー成形機を導入。密閉性の高さからガラスが多用されていた小型容器・包材のプラスチックへの転換を図り、大幅にコストダウンを図るとともに、より付加価値の高い製品づくりを可能にしました。

「医療・試薬、理化学分野に特化し、ニッチな製品分野を追いかけていきたい」と鈴木社長。機能性やデザイン性など、容器により高い付加価値を付けるための技術開発を強化していこうと取り組んでいます。

「2010年現在地に移転以降、それまでの約3倍の設備投資をしています」。鈴木社長がこう明かすように、ものづくり補助金を積極的に活用しながら設備投資を続ける同社。太陽光発電の導入、社員教育を含めた社内環境の整備、人材採用活動にも力を入れ、さらにベトナム人実習生の受け入れも始めています。



電動式シングルステーションブロー成形機



吸引器用容器など大きな製品群



食品用容器など小さな製品群



密閉性の高い小型容器



昭和樹脂工業株式会社

代表 代表取締役社長 鈴木雅視
創業 1960（昭和35）年10月
資本金 2,000万円
本社 埴科郡坂城町坂城9444

TEL.0268-82-2417 FAX.0268-82-7871

事業内容 医療機器類のプラスチック容器・部品、医薬品容器、食品容器・キャップ等製造、金型製作



好機逸すべからず

「ものづくり補助金」採択企業を訪ねて vol.112

シナノカメラ工業株式会社（松本市）

ものづくり力と基板実装技術をベースに、あらゆるニーズに対応するEMSメーカー。

事業の再構築で荒波乗り越える

1990年代後半から2000年代前半にかけて、日本の製造業は中国を中心とする海外への生産シフトが進みました。大手に依存する下請け企業にとって非常に厳しい時代。その荒波を事業の再構築によって乗り越えてきたのが、シナノカメラ工業です。



カメラに始まるEMSメーカーとして、さまざまなニーズに対応

同社はレンズ研磨の会社を前身とし、1974年、カメラのシャッターおよび電子回路基板の組立工場として設立されました。大手カメラメーカーの生産拠点として、数年後にはコンパクトカメラの完成品組立をスタート。その後も順調に実績を伸ばし、90年代半ばには製造650万台を達成します。

ところが、それをピークに急速に海外生産シフトが進み、同社のカメラ受注は一部の部品生産のみに激減。2000年初頭には親会社のコンパクトカメラからの撤退に伴い、同社のカメラ事業も終わりを迎えます。

この苦境を救ったのが、カメラの組立と並行して磨いてきた基板実装技術です。カメラの先行きを見越し、大手情報機器メーカーや製造部門を持たないファブレス企業からの受注を拡大。カメラ製造で培ったものづくりの力を活かし、基板実装に関わる設備投資も積極的に行いながら、多品種少量生産に対応してきました。

現在、高精度3Dプリンターによる試作も含め、あらゆるニーズに対応するEMSメーカーとして、無線通信機器、産業機器、医療用機器、計測機器などの分野で実績を伸ばしています。



基板実装ライン

完全週休2日制を導入

同社が平成26年度ものづくり補助金を活用して導入したのが、基板のはんだ付け状態を検査す

る3D画像検査装置。



3D画像検査装置

「電子部品がより微細化し、今までの評価方法では対応しきれない。品質を担保するためには高精度な3D画像検査装置が絶対に必要でした。検査結果を実装工程にフィードバックすることでさらに品質向上を図っています」

河西秀一社長は導入の理由と成果をこのように話し、さらにこう続けます。「今後はロボットを活用した効率の良いものづくりも研究していかなければと考えています」。

そこには深刻な人材確保の難しさもあります。同社では正社員に加え、中国人実習生、パート・アルバイト、派遣など非正規社員の活用にも積極的ですが、「なかなか集まらない」のが実情。

そんな状況の中、同社では2018年4月、完全週休2日制を導入しました。「製造業では珍しい取り組みですが、出勤日数は減っても総合的に生



人による検査工程

産性メリットがあると判断しました」と河西社長。自動化による効率化を進める一方で、働きやすい会社づくりで優秀な人材の確保にも力を入れています。



シナノカメラ工業株式会社

代表 代表取締役社長 河西秀一
創業 1974（昭和49）年5月
資本金 3,000万円
本社 松本市寿北3-7-24



TEL.0263-58-2360 FAX.0263-58-8284

事業内容 高密度基板実装・精密機器組立・3Dプリンター造形サービス



交流の駅は、信州の各地域にある交流施設です。地域の暮らしの中に溶け込むことで、ありのままの暮らしを感じ、それぞれの施設で特色ある交流を提供しています。

今月は平成29年9月号、10月号、11月号、12月号、平成30年1月号、4月号にかけてご紹介してきた14拠点の最後の2拠点です。魅力あふれる信州で、素敵な交流を体験してみませんか。

北信 交流の駅 中野

中野市豊田地域（旧豊田村）の活性化のために活動を行う地元有志メンバーから成り立つ“なんだ屋有限責任事業組合”。

空き家となった一軒家を借り、屋号を“なんだ屋”とし、地域と観光客の交流の拠点になればと運営を行っています。

◇こんな交流ができます

そば打ち体験

地元のそば打ち名人のおとうさん直伝！当日の気温や湿度によって配合分量を変え、そば粉を打って切って、その場で茹でて食べることもできます。

農業体験

野菜の種蒔きや収穫、田植え、稲刈り、ぶどうやりんごなど果物の摘果から収穫まで。季節に応じて様々な体験ができます。

◇運営主体

なんだ屋有限責任事業組合

〒389-2103 長野県中野市大字穴田794番地1

TEL 090-1423-4580（事務局長 成合宣孝携帯）

FAX 0269-38-2690（0269-38-3244）



北信 交流の駅 飯山

美雪食堂の前身は曾根区民が戸狩スキー場の食堂として開始して、現在は株主により運営されています。飲食業、レンタル業、農産物販売、物品販売、空き土地、住宅の紹介、賃貸業を主に運営しています。

◇こんな交流ができます

春

田植え体験教室、山菜取り体験教室、アスパラ取り体験教室

夏

草刈体験教室、森林セラピー体験教室、夏野菜収穫教室

秋

キノコ狩り教室、道祖神づくり体験教室、稲刈り教室

冬

かまくら造り体験教室、雪かき体験教室、3月雪渡り体験、セラピー体験教室、スキー

通年

田舎暮らし体験、空き土地・建物紹介、森林セラピー、わら細工体験教室

◇運営主体

有限会社美雪食堂

〒389-2412 長野県飯山市大字常郷2293

TEL 4月～11月 0269-65-2215（江口建設）

12月～3月 0269-65-2243

FAX 4月～11月 0269-65-3054（江口建設）

12月～3月 0269-65-2230



弁護士の話

事業承継とは何か



弁護士 林 一 樹 (松本市)

1 なぜ、今、事業承継か

昨年から新聞、雑誌等マスコミで「事業承継」問題が報じられることが非常に多くなっています。ご自分の会社の後継者を誰にするかは、一企業の私的な問題であるにもかかわらず、何故、世情を賑わすような社会問題となっているのでしょうか。

マスコミで報道されるとき、必ず持ち出されるデータが経営者の高齢化傾向の事実です。中小企業庁の委託調査等によりますと経営者の平均年齢は、平成2年では平均54歳であったのが、平成27年では59.2歳となっており、60歳以上の経営者は51.9%になっています。一方、経営者の平均引退年齢は、中規模企業で約67歳から68歳、小規模事業者では約70歳となっていることから、今後10年間で中小企業の多くの経営者が引退年齢を迎えることになるという事実です。ところが、次世代への承継が実現しておらず、現在、60歳以上の経営者の約半数（個人事業主では約70%）が廃業を予定し、その約30%は後継者がいないことを理由としてあげています。これらの調査結果から推測されることは、何らかの手段を講じていかないと、今後、10年間の間に多くの中小企業が廃業に追い込まれるという事実です。しかも、廃業予定の会社の中には、必ずしも経営状況が悪い会社ばかりではないという事実も指摘されています。

では、このまま手をこまねていると将来生じる中小企業の大量廃業は、どのような影響を社会に与えるのでしょうか。まず、雇用の喪失です。次に中小企業が蓄積してきた技術・ノウハウが喪失してしまうことです。そして、このような経済活動の衰退が地方経済、ひいては国全体の経済に悪影響を及ぼしてしまうことです。事業承継は、単なる一企業の私的な問題を超えて、国全体の経済に関わる公的な問題になりつつあると言って良いでしょう。

2 事業承継とは何か

事業承継とは、具体的に何をするのでしょうか。多くの解説では、①人の承継、②資産の承継、③知的資産の承継の3つの要素から構成されていると言われています。

①は、言うまでもなく後継者を見つけることです。残念ながら、多くの中小企業では、この後継者候補

を見つけ、育てることからつまづいてしまっているのが現状です。

この後継者の問題は、②の資産の承継と密接に関係しています。後継者候補がいても、資産の承継問題が円滑にいかないため、後継者を見つけることができなくなるからです。結局、お金に関わる問題になるからです。

①から③の承継の具体的方法については、既にご存知かと思いますが、親族内承継、従業員承継、第三者承継（M&A）という3つの方法があります。そして、場合によっては、残念ながら廃業という選択肢もありますので、結局、事業承継には、現在のところ4つの出口があるということになります。

①～③の3つの要素の承継のうち、最も重要なポイントは、資産の承継、特に自社株の承継です。株式会社では、議決権を有する株式をどの程度保有しているのかが決定的に重要です。後継者の方が自社株をどの程度保有することができるかがポイントです。株主総会での決議のことを考えると最低でも過半数、できれば特別決議に必要な3分の2の株式を保有することが必要です。しかし、後継者候補の方が自社株をどのようにして確保するのか、自社の株式評価によっては、取得に際して多額の資金が必要になってしまいます。安易な贈与は、税金上のリスクがあります。

また、経営者保証の問題があります。経営者の方は、金融債務について、連帯保証人になっていることが多いので、後継者の方が保証債務を引き継ぐのかどうか、事業承継が成功するかどうかのポイントになることもありますので、いわゆる経営者保証ガイドラインの活用が課題となります。

3 国の取組

国は、従前から事業承継問題に取り組んできましたが、円滑な事業承継がなかなか進まない現状を踏まえて、様々な施策を講じてきました。

平成28年12月5日、「事業承継ガイドライン」を10年ぶりに改訂しました。平成29年7月7日には、今後5年程度を事業承継対策の集中実施期間と位置づけ、「事業承継5ヶ年計画」を策定して、平成29年度から30年度にかけて47都道府県に事業承継ネットワークを展開していくことを計画しています。

また、事業承継に関する大幅な税制改正を平成29年度に実施し、更に平成30年度税制改正において、事業承継時の贈与税・相続税の納税を猶予する事業承継税制が大きく改正され、平成30年4月1日から10年間限定の特例措置が設けられました。

折に触れてお話ししていることですが、事業承継は、税務・法務にわたる専門的知識が必要な分野であるうえ、実現までに時間を要する問題です。早めにお近くの中小企業団体中央会や金融機関、税理士、公認会計士、弁護士らの支援機関にご相談をお願い致します。

STOP！熱中症 クールワークキャンペーン

職場における熱中症で亡くなる人は、毎年全国で10人以上にのぼります。4日以上仕事を休む人は、400人を超えています。

厚生労働省では、労働災害防止団体などとの連携の下、職場における熱中症の予防のため「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」を展開し、重点的な取組を進めています。各事業場においては、事業者、労働者が協力して、熱中症予防への取組を進めましょう！



●実施期間 平成30年5月1日から9月30日まで 準備期間4月、重点取組期間7月

H30.4月 準備期間	5月	6月	7月 重点取組期間	8月	9月
----------------	----	----	--------------	----	----

各期間中に事業場で実施すべき事項は以下のとおりです。期間ごとに次の事項を重点的に取り組みましょう！

●準備期間（4月1日～4月30日）

- ▶暑さ指数(WBGT値)の把握の準備：JIS Z 8504 または JIS B 7922 に適合した(暑さ指数)測定器を準備しましょう。
- ▶作業計画の策定等：暑さ指数に応じて、作業の中止、休憩時間の確保などができるよう余裕を持った作業計画を立てましょう。
- ▶設備対策の検討：簡易な屋根の設置、通風または冷房設備の設置、ミストシャワーなどにより、暑さ指数を下げる方法を検討しましょう。
- ▶休憩場所の確保の検討：作業場所の近くに冷房を備えた休憩場所や日陰などの涼しい休憩場所を確保しましょう。
- ▶服装等の検討：通気性のいい作業着を準備しておきましょう。クールベストなども検討しましょう。
- ▶教育研修の実施：熱中症の防止対策について教育を行いましょう。
- ▶熱中症予防管理者の選任及び責任体制の確立：熱中症に詳しい人の中から管理者を選任し、事業場としての管理体制を整えましょう。

●キャンペーン期間（5月1日～9月30日）

- ▶暑さ指数(WBGT値)の把握：JIS 規格に適合した暑さ指数計で暑さ指数を測りましょう。
準備期間中に検討した事項を確実に実施するとともに、測定した暑さ指数に応じて次の対策をとりましょう。
- ▶暑さ指数を下げるための設備の設置、休憩場所の整備及び涼しい服装等
- ▶作業時間の短縮：暑さ指数が高いときは、作業の中止、こまめに休憩をとるなどの工夫をしましょう。
- ▶熱への順化：暑さに慣れるまでの間は十分に休憩をとり、1週間程度かけて徐々に身体を慣らしていきましょう。
- ▶水分・塩分の摂取：のどが渇いていなくても定期的に水分・塩分をとりましょう。
- ▶健康診断結果に基づく措置：①糖尿病、②高血圧症、③心疾患、④腎不全、⑤精神・神経関係の疾患、⑥広範囲の皮膚疾患、⑦感冒、⑧下痢などがあると熱中症にかかりやすくなります。医師の意見をきいて人員配置を行いましょう。
- ▶日常の健康管理等：睡眠不足や前日の飲みすぎはないか、また当日は朝食をきちんととったか、管理者は確認しましょう。
- ▶労働者の健康状態の確認：作業中は管理者はもちろん、作業員同士お互いの健康状態をよく確認しましょう。
- ▶異常時の措置：あらかじめ、近くの病院の場所を確認しておき、少しでも異変を感じたらすぐに病院へ運ぶか、救急車を呼びましょう。
- ▶熱中症予防管理者は、暑さ指数を確認し、巡視等により、次の事項を確認しましょう。
 - ☐暑さ指数の低減対策は実施されているか
 - ☐各労働者が暑さに慣れているか
 - ☐各労働者の体調は問題ないか
 - ☐作業の中止や中断をさせなくてよいのか
 - ☐各労働者は水分や塩分をきちんととっているか



●重点取組期間（7月1日～31日）

- ▶暑さ指数の低減効果を改めて確認し、必要に応じ追加対策を行いましょう。
- ▶特に梅雨明け直後は、暑さ指数に応じて、作業の中断、短縮、休憩時間の確保を徹底しましょう。
- ▶水分、塩分を積極的にとりましょう。
- ▶各自が、睡眠不足、体調不良、前日の飲みすぎに注意しましょう。また、当日の朝食はきちんととりましょう。
- ▶期間中は熱中症のリスクが高まっていることを含め、重点的に教育を行いましょう。
- ▶異常を認めたときは、ためらうことなく救急車を呼びましょう。

お問い合わせは、長野労働局労働基準部健康安全課または管下労働基準監督署までお願いします。

小口当座貸越根保証「ウサボくん」・小口カードローン当座貸越根保証「ミミボくん」

中小企業、小規模事業者の皆さまの資金調達を反復継続的かつ安定的に支援します。

概 要	
ご 利 用 いただける方	次のすべての要件を満たす方 【個人事業者の場合】 (1) 取扱金融機関と与信取引があること ただし、借入のない方または創業5年未満の方は取扱金融機関と与信取引がなくても要件を満たします (2) 確定申告を1期以上行っていること (3) 保証申込直前期の確定申告において申告所得を計上していること (更新時においては、次期の確定申告において申告所得を計上する見込みを含みます) 【法人の場合】 (1) 取扱金融機関と与信取引があること ただし、借入のない方または創業5年未満の方は取扱金融機関と与信取引がなくても要件を満たします (2) 決算を1期以上行っていること (3) 最近2期のいずれかの決算において経常利益計上、または直近決算において債務超過でないこと (更新時においては、次期の決算において経常利益を計上する見込みを含みます)
保 証 金 額	「ウサボくん」：100万円以上3,000万円以内 「ミミボくん」：50万円以上500万円以内 ただし、「ウサボくん」「ミミボくん」合算で月商3ヵ月以内（商業、サービス業は2ヵ月以内）
保 証 期 間	1年もしくは2年
更 新	条件変更による期間延長可能 当初保証から5年を超える場合は継続新規（最長6年まで）
信 用 保 証 料	年0.39%～1.62%
貸 付 利 率	金融機関所定の利率
連 帯 保 証 人	原則として法人の代表者を除き不要
担 保	原則として不要



中小企業のグッドパートナー＆ベストサポーター
長野県信用保証協会



詳細については、お近くの信用保証協会窓口までお問い合わせください。

ホームページ <https://www.nagano-cgc.or.jp>
E-mail hosyo@nagano-cgc.or.jp

ながの共済
傷害共済



経営者の労災24時間

中小企業経営者のベストパートナー

経営者傷害共済 (傷害共済K型)

企業防衛の第一歩は、経営者への備えから！

ケガによる死亡補償

2,000[※]万円

後遺障害・入院・通院も対象となります。

※満75歳以上の方は、1,000万円となります。

詳細はパンフレットをご覧ください。

継続は
85歳まで！

- 24時間補償 ●業種や職種、年齢にかかわらず一律の共済掛金
- 法人で負担した共済掛金は損金計上可能

ながの共済

長野県福祉共済協同組合

〒380-0936 長野市中御所岡田131-10 長野県中小企業会館3階

☎0120-86-9431

【北信支部】長野市中御所岡田131-10 長野県中小企業会館3階
【東信支部】上田市常田2丁目20-26 トキダビル3階
【中信支部】松本市中央1丁目23-1 松本商工会館3階
【南信支部】諏訪市高島2丁目1201-40 RAKO華乃井ホテル バレス1階
【飯田支部】飯田市主税町3-1 いいだ会館3階

TEL.026(269)0885
TEL.0268(24)1789
TEL.0263(33)0510
TEL.0266(78)4033
TEL.0265(24)7099

経営者・役員・従業員とそのご家族の 安心の保障を準備するために 中央会の共済制度をご活用ください。

BESTパートナー
三井生命



従業員のための 退職金準備に 特定退職金共済制度

従業員さまの定着が図られ、
安定した退職金準備が
できる共済制度です。

特定退職金共済制度 引受保険会社
三井生命保険株式会社



経営者・従業員のための 万一の保障 団体扱生命保険

団体扱* (月払) の場合、
一般扱 (口座振替月払等) で
ご契約いただくよりも、
保険料が割安になります!

オーナーズプラン

経営者の
各種リスクマネジメントのために

パートナーズプラン

役員・従業員の皆さまの
保障準備をサポート



業務上の災害への備えに 業務災害補償保険

事業活動にかかわる
従業員さまのケガなどのリスクを
カバーする保険です。

業務災害補償保険 引受保険会社
三井住友海上火災保険株式会社
業務災害補償保険 取扱代理店
三井生命保険株式会社



- * 団体扱とは、長野県中小企業団体中央会が団体扱としてお申し込みいただいた各保険契約の保険料を取りまとめ、一括して当社へ払い込み取り扱いのことです。
- ※ 一部対象とならない商品・契約がございますので、詳細は下記までお問い合わせください。
- ※ 詳しくは、該当の「商品パンフレット」をご覧ください。ご検討にあたっては、「設計書(契約概要)」「特に重要な事項のご説明(注意喚起情報)」「ご契約のしおりー約款」および長野県中小企業団体中央会の「退職金共済規程(規約・規則)」等を必ずご覧ください。

三井生命保険株式会社は三井住友海上火災保険株式会社の取扱代理店として損害保険代理店委託契約を締結しています。

お取り扱いの詳細は、下記までお問い合わせください。

三井生命保険株式会社 松本支社

〒390-0815 長野県松本市深志 1-2-11 昭和ビル9F TEL:0263-34-3585
<http://www.mitsui-seimei.co.jp/>

長野営業部 TEL:026-226-2820

諏訪営業部 TEL:0266-52-1356

上田営業部 TEL:0268-24-2755

松本営業部

あづみ野営業部

佐久営業部

TEL:0263-35-8519

TEL:0263-84-0256

TEL:0267-62-0358

飯田営業部 TEL:0265-24-4980

東御営業部 TEL:0268-64-5413

三井・KB-2018-2 (損保) B-2018-1 (2018.4)
B-2018-1011 (2018.4) 使用期限 2019.3.31

平成30年度 長野県中小企業団体中央会 通常総代会開催のお知らせ

日時 平成30年5月22日（火）午後2時

場所 長野市「ホテルメトロポリタン長野」

第1号議案 平成29年度事業報告承認について

第2号議案 平成29年度収支決算並びに剰余金処分（案）承認について

— 監 査 報 告 —

第3号議案 平成30年度事業計画（案）決定について

第4号議案 平成30年度収支予算（案）決定について

第5号議案 平成30年度会費賦課基準（案）決定について

第6号議案 任期満了に伴う役員・総代選任について

第7号議案 その他特別に議する事項について

報告事項 顧問及び参与推戴報告について

※理事・総代の皆様には予め日程調整をお願いいたします。



自動車税納期内納付促進キャンペーン ドライバー 守るマナーと納期限

平成30年度の自動車税の納期限は5月31日(木)です

自動車税は毎年4月1日に自動車をお持ちの方に納めていただく税金です。今年度から、金融機関、郵便局、コンビニエンスストア、県税事務所での窓口納付に加えてクレジットカード、ペイジーによる納付が可能になりました。

平成30年度自動車税納税通知書は5月上旬にお届けいたします。通知がお手元に届きましたら、5月31日(木)までに納めましょう。

長野県(県税事務所)

☆働きやすい職場環境づくり

「企業の社会的責任（CSR）」を果たすとともに「あらゆる差別の撤廃と人権教育の推進」に邁進しましょう。

地球に優しい企業人の皆様へ
“あなたにもできる。

ライフスタイルの見直しで、
1人1日1kgのCO₂削減”

わが社にも**退職金制度**！

「中退共」は、中小企業のための国の退職金制度です。掛金助成や税法上の優遇が受けられ、社外積立だから管理も簡単。退職金はぜひ中退共におまかせください。

（お問合せ先）独勤労働者退職金共済機構
中小企業退職金共済事業本部
☎03(6907)1234

知恵と力を合わせて信州を元気に

中小企業レポート

MONTHLY REPORT

2018

5

No.498

第498号 平成30年5月10日発行
購読料年間3,000円（消費税・送料込み）
発行人 佐々木正孝

発行所 長野県中小企業団体中央会
長野市中御所岡田町131-10
長野県中小企業会館内4F
TEL.026-228-1171

印刷所 カシヨ株式会社

地域の中小企業と、未来を描く。

地域の経済を支える、中小企業のみなさまのために。

商工中金はさまざまな関係機関と連携して、そのビジネスをサポート。

豊かな地域社会の実現に向けて貢献してまいります。

商工中金



長野支店 026(234)0145

諏訪支店 0266(52)6600

松本支店 0263(35)6211

〒380-0814 長野市西鶴賀町1483-11

●長野電鉄榑堂駅下車(勤労者女性会館しなのき隣)

〒392-0026 諏訪市大手1-14-6

●上諏訪並木通り

〒390-0811 松本市中央2-1-27

●松本郵便局筋向い(松本本町第一生命ビル1階)

商工中金は、国とともに、中小企業をサポートする金融機関です。



人を思う。未来を思う。

商工中金